

＜各種預金規定の改定部分の新旧対照表＞

総合口座・普通預金規定・納税準備預金規定の改定部分は、以下の新旧対照表のとおりです。

1. 総合口座取引規定・普通預金取引規定

① 総合口座取引規定

改定前	改定後
<p>5. (預金利息の支払い)</p> <p>(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の第2日曜日（利息決算日）の翌営業日に、普通預金に組入れます。</p> <p>(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、この利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。</p>	<p>5. (預金利息の支払い)</p> <p>(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の第3日曜日（利息決算日）の翌営業日に、普通預金に組入れます。</p> <p>(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、この利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。</p>
<p>8. (貸越金利息等)</p> <p>(1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の第2日曜日（利息決算日）の翌営業日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">以下省略いたします</p>	<p>8. (貸越金利息等)</p> <p>(1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の第3日曜日（利息決算日）の翌営業日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">以下省略いたします</p>

② 普通預金規定

改定前	改定後
<p>11. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第2日曜日（利息決算日）の翌営業日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p>11. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の第3日曜日（利息決算日）の翌営業日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>

2. 納税準備預金規定

改定前	改定後
<p>6. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第2日曜日（利息決算日）の翌営業日に、店頭に表示する日の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。</p>	<p>6. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の第3日曜日（利息決算日）の翌営業日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。</p>